

「納税の猶予」徴収の猶予制度の特例」（令和2年5月15日施行）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けます。

「個人住民税」住宅口一ノ控除の適用要件の弾力化」（令和3年1月1日施行）（※所得税は令和2年分から）

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の減税措置を受けられるよう適用要件の弾力化を図ります。

「個人住民税」イベントを中心等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用」（令和3年1月1日施行）（※所得税は令和2年分から）

税制改正の詳細については、総務省のホームページ、国税庁のホームページ、財務省のホームページ等をご覧ください。

■お問い合わせ
税務住民課

☆4-251103
☎4-2511内線115
税務・収納グループ

政府の自肃要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等とした主催者に対し、観客等が入場券の払戻しを請求した金額を寄附金税額控除の対象となります。制度の詳細は、文化庁又はスポーツ庁のホームページをご覧ください。

「納税の猶予」徴収の猶予制度の特例」（令和2年5月15日施行）

「個人住民税」住宅口一ノ控除の適用要件の弾力化」（令和3年1月1日施行）（※所得税は令和2年分から）

令和2年度の保険税から軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について次のとおり変更になります。

◎2割軽減世帯
33万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

◎5割軽減世帯
33万円 + 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

◎7割軽減世帯
世帯の総所得金額33万円
以下で変更はありません。

■国民健康保険税
医療給付費・介護納付金の課税限度額が変わります。

皆さんに納めていただく保険税は、医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の3本立ての構成になつておりますが、下記の表のとおり医療給付費・介護納付金の課税限度額が変更になります。

保険税は、世帯員の所得割（前年の所得に応じた額）・資産割（固定資産税額に応じた額）・均等割（被保険者1人あたりの額）・平等割（1世帯当たりの額）で計算されています。

※令和2年度保険税は8月中旬頃に通知します。

■お問い合わせ
税務住民課

☆4-251103
☎4-2511内線115
税務・収納グループ

保健福祉課
☆4-251104
☎4-2511内線124
福祉・子育て支援グループ

平成31年度

- 医療給付費
課税限度額：61万円
- 後期高齢者支援金
課税限度額：19万円
- 介護納付金
課税限度額：16万円

令和2年度

- 医療給付費
課税限度額：63万円
- 後期高齢者支援金
課税限度額：19万円（変更ありません。）
- 介護納付金
課税限度額：17万円

